

⑤特約について

終身保障特約	終身保障特約を付加することにより、契約日から10年後の契約応当日に年金でのお支払いにかえて終身死亡保障に移行し、特別勘定にて運用を行いながら終身にわたって死亡保障を継続することができます。なお、終身保障移行後も毎年ラチェット判定を行います。 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。																
遺族年金特約	遺族年金特約を付加することにより、死亡給付金の全部、または一部を、一括でお支払いする方法にかえて、死亡給付金受取人に年金(遺族年金)としてお支払いします。 なお、遺族年金特約は、被保険者生存時にご契約者のお申し出により、また、被保険者がお亡くなりになった後で、かつ、死亡給付金が支払われる前は死亡給付金受取人のお申し出により付加できます。 【年金種類】 確定年金 【年金支払期間】 5年・10年・15年・20年・25年・30年 ※遺族年金の年金額は、年金基金の金額に基づき、年金基金の設定時におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。																
新ラチェット特約(あらかじめ付加されています)	毎年の契約応当日末の各特別勘定の積立金の合計額がその日末のラチェット保証額を上回った場合、ラチェット保証額は、その各特別勘定の積立金の合計額相当額に増加(ラチェット)します。 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。 ・特別勘定年金を指定した場合、年金支払開始日以後もラチェット判定を行います。 ・確定年金を指定した場合、年金支払開始日以後、ラチェット判定は行いません。 ・終身保障特約を付加した場合、終身保障移行日以後もラチェット判定を行います。																
指定代理請求特約	年金受取人が被保険者と同一の場合、指定代理請求特約を付加することにより、年金受取人が年金を請求できない事情があるとマニュアル生命が認めた場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人にかわって年金を請求することができます。 年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、つぎの方のうちお1人を指定代理請求人としてご指定いただけます。 ・被保険者の戸籍上の配偶者 ・被保険者と同居し、または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ・被保険者の直系血族 ※指定代理請求人は、年金の請求時においても、上記のいずれかに該当することが必要です。 ※ご契約者が法人の場合および終身保障特約が付加されている場合、指定代理請求特約を付加することはできません。																
新後継年金受取人指定特約	年金支払開始日以後に年金受取人がお亡くなりになった場合、あらかじめご指定いただいた後継年金受取人を新たな年金受取人として、つぎのいずれかをお支払いします。 ① 年金受取人と被保険者が同一人の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>お支払い内容</th> <th>お支払いする金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別勘定年金</td> <td>死亡一時金</td> <td>被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> <td>死亡一時金 年金の継続支払</td> <td>年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額</td> </tr> </tbody> </table> ② 年金受取人と被保険者が別人の場合 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金種類</th> <th>お支払い内容</th> <th>お支払いする金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別勘定年金</td> <td rowspan="2">年金</td> <td rowspan="2">年金額</td> </tr> <tr> <td>確定年金</td> </tr> </tbody> </table> 年金支払開始日前はご契約者の、年金支払開始日以後は年金受取人のお申し出により付加できます。この特約を付加する場合、年金受取人の配偶者または3親等内の親族から1人を後継年金受取人としてご指定いただけます。 ※終身保障特約が付加されている場合、新後継年金受取人指定特約を付加することはできません。 ※年金受取人が法人である契約の場合、後継年金受取人を指定することはできません。	年金種類	お支払い内容	お支払いする金額	特別勘定年金	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額	確定年金	死亡一時金 年金の継続支払	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額	年金種類	お支払い内容	お支払いする金額	特別勘定年金	年金	年金額	確定年金
年金種類	お支払い内容	お支払いする金額															
特別勘定年金	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった時点の積立金額とラチェット保証額のいずれか大きい金額															
確定年金	死亡一時金 年金の継続支払	年金支払期間の残存期間に対する年金額の現価 年金額															
年金種類	お支払い内容	お支払いする金額															
特別勘定年金	年金	年金額															
確定年金																	

⑥年金種類・運用期間・年金支払期間

年金種類	運用期間	年金支払期間
特別勘定年金	10年	15年
確定年金		5年・10年

- 特別勘定年金
 - 年金支払期間は15年で、運用期間満了時のラチェット保証額が年金の支払総額で最低保証されます。
 - 年金支払開始後も毎年、ラチェット判定を行います。なお、年金支払期間中も特別勘定による運用が継続します。
 ※ラチェット判定は、被保険者年齢(保険年齢)80歳までとなります。
- 確定年金
 - 特別勘定での運用を行わない確定年金(5年・10年)での支払いを選べます。
 - 年金支払開始日(契約日から10年後の契約応当日)の前日までにお申し出いただくことにより、年金支払にかえて年金支払開始日の前日末の積立金額を一括支払することも選択できます。
 ※確定年金を指定の場合、マニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算される年金額(年額)が5万円に満たないときは、年金でのお支払いは行わず、年金支払開始日の前日末の積立金額を一時金でご契約者にお支払いします。また、年金額(年額)が3,000万円を超えるときは、3,000万円を年金額とし、年金額が3,000万円を超える部分については、第一回年金支払時に一時金で年金受取人にお支払いします。
※年金額は、年金支払開始日の前日末の積立金額を年金原資として、契約日におけるマニュアル生命の定める基礎率等(予定利率等)により計算されます。ご契約時には、将来お支払いする年金額は定まっておりません。
 確定年金での年金の支払総額や年金の一括支払額には、最低保証(ラチェット保証)はありません。

⑦引き受け条件

	条件
被保険者契約年齢	0歳～75歳(契約日の保険年齢)
保険料のお取り扱い	200万円以上5億円以下(1万円単位)
保険料の払込方法	一時払のみ(「マニュアル生命が指定する金融機関の口座への送金」に限定しております)
年金受取人	ご契約者または被保険者
告知について	医師による診査は不要です(職業告知のみ)。

※同一被保険者でマニュアル生命の投資型年金保険を複数ご契約の場合、それぞれの保険料(基本保険金額)を通算し、5億円を超えることはできません。

一時払保険料(基本保険金額)・特別勘定繰入割合等、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にてご契約内容を必ずご確認ください。

⑧解約返戻金に関する事項

- 運用期間中(終身保障移行後を含む)および特別勘定年金の年金支払開始日以後にご契約を解約した場合、解約返戻金をお支払いします。
- 解約返戻金額には最低保証がありませんので、特別勘定の運用実績によっては支払総額が一時払保険料を下回る場合があります。また、ご契約を解約・一部解約した場合、支払総額の最低保証はありません。

解約返戻金	解約返戻金額 = 解約計算基準日または一部解約計算基準日の積立金額 - 解約控除額 (解約控除は契約日から1年以内の解約・一部解約が対象となります) ※解約計算基準日および一部解約計算基準日とは、マニュアル生命がご請求を受け付けした日の翌営業日です。
解約控除額	解約部分の基本保険金額に2.0%を乗じた金額

※解約計算基準日が特別勘定への繰入日前である場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の基本保険金額と同額となります。

⑨諸費用について

この保険にかかる費用はつぎのとおりです。

《ご契約時にご負担いただく費用》

- 一時払保険料からつぎの費用を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

項目	目的	費用	時期
契約初期費用	保険契約の締結などに必要な費用	一時払保険料に3.0%を乗じた金額	特別勘定への繰り入れの際(契約日より契約日を含めて8日目末)に一時払保険料から控除します。

《特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用》

- つぎの費用を積立金から控除します。

項目	目的	費用	時期
保険関係費	死亡給付金等の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持などに必要な費用	詳しい内容については、次頁の表をご覧ください。	次頁の表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。
運用関係費*1	特別勘定の運用にかかわる費用 ※特別勘定の投資対象となる投資信託の信託報酬などが含まれます。	特別勘定ごとに異なります。詳しい内容については、次頁の表をご覧ください。	次頁の表の年率の1/365を乗じた金額を毎日積立金から控除します。